

<生活排水処理編>

1. 河川の水質

本市には、元荒川、古利根川、綾瀬川、新方川、中川の一級河川が流れており、また、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など河川用水も多い。

各河川の概要と、環境基準点における河川水質の推移を表1および表2に示します。

市内に位置する環境基準点は3地点ありますが、過去5年間、いずれの地点も環境基準値を満足しています。

表1 河川の概要

河川名	河川延長 (km)
中川	4.36
元荒川	12.40
綾瀬川	5.81
新方川	10.68
大落古利根川	10.50
会之堀川	0.41
古綾瀬川	0.90

出典「越谷市ホームページ；統計」

表2 河川水質の推移

水域名	地点名	環境基準	環境基準値	BOD75%値 (mg/l)				
		類型指定	BOD75%	H16	H17	H18	H19	H20
元荒川	中島橋	C	5mg/l以下	3.5	3.6	2.8	3.9	4.1
新方川	昭和橋	C	5mg/l以下	4.0	3.9	2.7	3.2	4.0
大落古利根川	ふれあい橋	C	5mg/l以下	3.9	3.7	2.6	3.2	4.4

出典「平成20年度公共用水域の水質測定結果について；埼玉県」

2. 水道

本市の水道は、越谷市と松伏町の1市1町からなる越谷・松伏水道企業団として事業が行われています。

本地域の水源は、19井の地下水取水による自己水源と埼玉県水道用水供給事業からの浄水受水によります。かつて水源は全て地下水に求めていましたが、水位低下に伴う取水量の減少や地盤沈下の問題もあり、現在では、配水量に占める自己水源である地下水の割合は1割未満となっています。

表3に水道事業の主要指標を示します。

表3 越谷・松伏水道企業団主要指標

年 度	区域内 人口 (人)	給水人口 (人)	給水件数	配 水 量				有収率 (%)
				年 間 (m^3)	1日平均 (m^3)	1人1日 平均 ($\frac{m^3}{人}$)	有収水量 (m^3)	
平成17	348,807	348,370	136,815	40,792,450	111,760	321	38,553,939	94.5
18	350,704	350,258	138,879	40,442,490	110,801	316	38,262,085	94.6
19	352,372	351,939	140,946	40,024,020	109,355	311	38,100,002	95.2
20	355,492	355,064	142,819	39,291,980	107,649	303	37,681,537	95.9

(注) 有収率=有収水量÷年間総配水量

出典「越谷市ホームページ；統計」

3. 生活排水処理及び施設の状況

3.1 し尿処理の状況

本市におけるし尿処理は汲み取り収集、浄化槽、公共下水道により行われています。本市では昭和58年から公共下水道が供用開始され、汲み取り、浄化槽人口は減少傾向にあります。平成20年度末現在、本市の人口の75.6%が公共下水道を利用しており、22.7%が浄化槽となっており、人口の98%が水洗化されていることとなります。

表4に平成16年からの汲み取り（非水洗化）、浄化槽及び公共下水道の人口及び世帯数の推移を、図2には、し尿処理形態別世帯数の推移を示します。

表4 し尿処理形態別人口・世帯数の推移

		H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
人口	非水洗化	9,346	8,206	7,382	6,635	6,008	5,597
	浄化槽	86,226	85,683	84,464	83,719	73,990	73,467
	公共下水道	220,894	223,144	225,637	228,810	240,804	244,822
	計	316,466	317,033	317,483	319,164	320,802	323,886
世帯数	非水洗化	3,707	3,508	3,243	2,924	2,696	2,538
	浄化槽	31,329	31,298	31,215	31,235	28,266	28,403
	公共下水道	87,601	89,395	91,502	93,842	99,430	102,271
	計	122,637	124,201	125,960	128,001	130,392	133,212
比率 (人口)	非水洗化	3.0%	2.6%	2.3%	2.1%	1.9%	1.7%
	浄化槽	27.3%	27.0%	26.6%	26.2%	23.1%	22.7%
	公共下水道	69.8%	70.4%	71.1%	71.7%	75.1%	75.6%
比率 (世帯数)	非水洗化	3.0%	2.8%	2.6%	2.3%	2.1%	1.9%
	浄化槽	25.6%	25.2%	24.8%	24.4%	21.7%	21.3%
	公共下水道	71.4%	72.0%	72.6%	73.3%	76.3%	76.8%

資料「環境資源課」

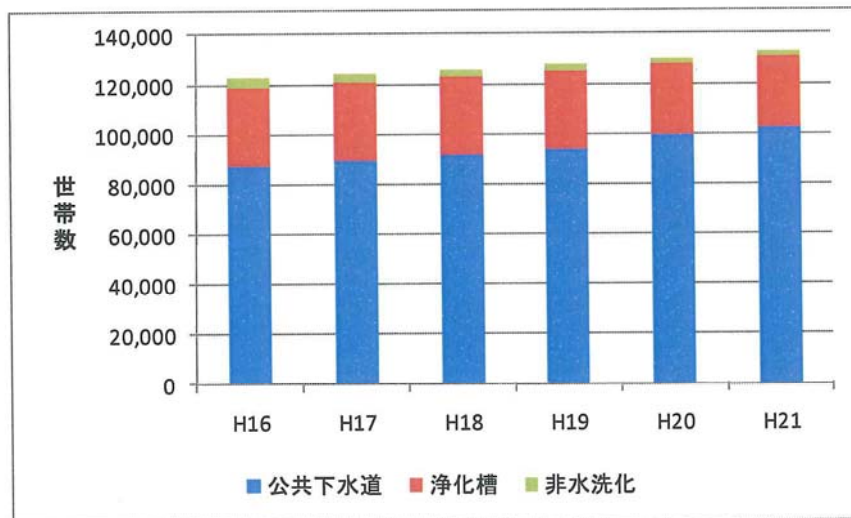


図2 し尿処理形態別世帯数の推移

表5には市街化区域、市街化調整区域におけるし尿処理形態別世帯数の状況を示します。市街化区域においては、公共下水道世帯が94%を占め、汲み取り世帯0.9%、浄化槽世帯5.4%となっています。

また、行政区全体では、公共下水道世帯と合併処理浄化槽世帯を合わせた水洗化世帯は、106,043世帯となり全世帯の約80%を占めていますが、残りの20%の世帯では生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されています。

表5 市街化区域、市街化調整区域におけるし尿処理形態別世帯数

《平成21年4月1日現在》

【行政区】 133,212世帯 (6,031ha 100%)	公共下水道世帯	102,271世帯(76.8%)		
	し尿汲取り世帯	2,538世帯(1.9%)		
	浄化槽世帯	28,403世帯(21.3%)		
	浄化槽基数	19,191基	単独	15,419基(80.3%)
			合併	3,772基(19.7%)
【市街化区域】 108,556世帯 (2,872ha 47.6%)	公共下水道世帯	101,681世帯(93.7%)		
	し尿汲取り世帯	1,053世帯(0.9%)		
	浄化槽世帯	5,822世帯(5.4%)		
	浄化槽基数	5,505基	単独	5,354基(97.3%)
			合併	151基(2.7%)
【市街化調整区域】 24,656世帯 (3,159ha 52.4%)	公共下水道世帯	590世帯(2.4%)		
	し尿汲取り世帯	1,485世帯(6.0%)		
	浄化槽世帯	22,581世帯(91.6%)		
	浄化槽基数	13,686基	単独	10,065基(73.5%)
			合併	3,621基(26.5%)

出典「越谷市の廃棄物」

3.2 生活排水処理施設の状況

(1) 下水道事業

現在、本市では中川流域関連公共下水道事業が進められています。事業概要を表6に示し、整備状況を表7に示します。平成20年度末現在、人口普及率82%、水洗化率93%であり、人口の約8割が下水処理を行っています。

表6 下水道事業概要

処理分区名	面積 (ha)		人口 (人)		計画日最大下水量 (m3/日)	
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
越谷第1	53.3	0.0	710	0	360	0
越谷第2	124.9	124.9	17,600	17,600	8,880	7,140
越谷第3-1	149.9	149.9	13,200	12,350	6,670	5,010
越谷第3-2	197.5	124.1	11,720	5,860	5,920	2,380
越谷第3-3	174.7	0.0	4,050	0	2,490	0
越谷第4	417.2	209.0	27,670	19,900	13,990	8,090
越谷第5	582.6	578.6	58,580	58,170	32,240	26,220
越谷第6	467.8	418.0	41,380	36,450	20,980	14,880
越谷第7-1	233.0	233.0	22,520	22,310	13,960	11,610
越谷第7-2	223.1	0.0	5,500	0	2,780	0
越谷第7-3	695.4	406.1	54,060	44,020	27,880	18,490
越谷第8	447.0	228.7	22,920	6,350	15,970	6,830
越谷第9	341.8	127.5	32,600	9,210	17,150	4,410
越谷第10	296.6	230.0	32,490	25,500	17,740	11,670
計	4,404.8	2,829.8	345,000	257,720	187,010	116,730

出典「中川流域関連越谷公共下水道事業計画 申請書；平成18年度」

表7 下水道整備状況

各年度末現在

年度	処理面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	普及率	水洗化率
平成11	2,306.27	308,047	229,721	199,307	74.57%	86.76%
平成12	2,343.70	309,743	233,679	205,315	75.44%	87.86%
平成13	2,450.00	311,737	242,412	213,044	77.76%	87.89%
平成14	2,484.45	314,667	246,196	218,212	78.24%	88.63%
平成15	2,499.16	316,466	248,297	220,894	78.46%	88.96%
平成16	2,512.74	317,033	249,123	223,144	78.58%	89.57%
平成17	2,521.84	317,483	249,871	225,637	78.70%	90.30%
平成18	2,524.56	319,164	250,688	228,810	78.55%	91.27%
平成19	2,610.34	320,802	261,178	240,804	81.41%	92.20%
平成20	2,622.15	323,886	264,216	244,822	81.58%	92.66%

出典「越谷市の下水道」

(2) 農業集落排水事業

市街化調整区域では、農業振興地域において農業集落排水処理事業が計画されています。しかし、現時点では事業化に至っていません。

(3) 合併処理浄化槽の設置状況

本市では現在単独処理浄化槽が設置基数の80%を占めていますが、公共用水域の水質汚濁防止に向け、単独から合併処理浄化槽への切り替え促進を行っています。

表8に浄化槽設置基数の推移を、表9に合併処理浄化槽の設置基数を示します。

表8 浄化槽設置基数の推移

(単位：基)

	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31
5 人槽	9,561	9,740	9,683	9,751	9,825	9,975	10,079
6	1,160	1,178	1,165	1,155	1,150	1,130	1,121
7	4,089	4,147	4,147	4,149	4,156	4,173	4,203
8	408	413	412	403	399	393	391
10	1,754	1,783	1,759	1,752	1,742	1,738	1,746
11~20	682	685	657	643	631	620	615
21~50	933	919	873	848	817	803	788
51~100	136	141	142	136	129	127	125
101~500	100	109	113	114	115	115	111
501~	10	11	11	11	11	12	12
合計	18,833	19,126	18,962	18,962	18,975	19,086	19,191

出典「越谷市の廃棄物」

表9 地区別合併処理浄化槽の設置基数

《平成21年3月31日現在》

《地区別》

(単位:基)

地区\型式	ばっ気式	腐敗式	分離 ばっ気式	分離接触 ばっ気式	嫌ろ接触 ばっ気式	その他	合計
桜井	0	0	0	31	246	321	598
新方	0	0	0	18	233	190	441
増林	0	0	0	15	90	221	326
大袋	0	0	0	27	72	101	200
荻島	0	0	0	26	171	287	484
出羽	0	0	0	69	219	610	898
蒲生	0	0	0	5	0	2	7
川柳	0	0	0	8	82	184	274
大相模	0	0	0	11	88	435	534
大沢	0	0	0	1	0	0	1
北越谷	0	0	0	0	0	0	0
越ヶ谷	0	0	0	2	3	4	9
合計	0	0	0	213	1,204	2,355	3,772

出典「環境資源」

4. 排水規制

下水道終末処理場やし尿処理施設の放流水排水にかかる主な規制値を表 10 に示します。

表 10 放流水質に係わる主な規制値

(単位：mg/l%，但し、大腸菌群数、水素イオン濃度は除く)

[日平均排水量 10m³以上の特定事業場及び指定排水工場等に適用]

埼玉県公害防止条例による上乘せ基準					
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)	フェノール類含有量	
豚房 (総面積 50m ² 以上) 牛房 (総面積 200m ² 以上) 馬房 (総面積 500m ² 以上)	80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)	5	
と畜場・死亡獣畜取扱業					
指定地域特定施設 し尿浄化槽 (処理対象人員が 201~500人で指定地域内に 設置されるもの)	既存	新規	既存		5
し尿処理施設 処理対象人員 500人以下のし 尿浄化槽を除く	し尿浄化槽 処理対象人員 501~2000人	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)		
			その他	70 (日間平均 60)	
下水道終末処理施設	25 (日間平均 20)		60 (日間平均 50)	1	
上記以外の特定施設指定排水施設					
水質汚濁防止法・埼玉県公害防止条例共通					
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6		クロム含有量	2	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	5		フッ素含有量	15	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	30		大腸菌群数 (1cm ³ につき個)	日間平均 3,000	
銅含有量	3		窒素含有量	120 (日間平均 60)	
亜鉛含有量	5		りん含有量	16 (日間平均 8)	
溶解性鉄含有量	10		化学的酸素要求量※ (COD)	160(日間平均 120)	
溶解性マンガン含有量	10				

※ (湖沼に直接排出する場合に限る)

※1) 生活環境項目の排水基準の適用は、新設 日平均排水量 10m³以上、既設 日平均排水量 30m³以上
新設・既設 ある施設が新たに法律 (条例) の対象となった時点で既にその施設を設置していた事業場
(工事着手を含む) を既設、それ以外を新設とする。

※2) 窒素、りんの適用は、水質汚濁防止法…日平均排水量 50m³以上、埼玉県公害防止条例…生活環境項
目の適用を受ける指定排水工場で、別に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出するもの。

※3) 既存・新規の施設…平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設 (設置の工事を含む) を既存、同日以後に設置
された施設を新規とする。

[日平均排水量 10m³以上の指定外工場等に適用]

水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	150 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS)	180 (日間平均 150)

※BOD と COD についてどちらか一方の規制が適用される。湖沼に直接排出する場合に限り COD が適用され、湖沼以外の公共用水域に排出する場合は BOD が適用される。

資料) 埼玉県の水質規制 (リーフレット)

5. 関連計画

現在、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針及び都市計画の方向性を示すものとして、「第4次総合振興計画」、「都市計画マスタープラン」の策定が平成22年度を目途に行われています。

都市計画マスタープランにおいては、概ね20年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本方向を定めることになっています。

ちなみに第3次総合振興計画においては、生活排水処理について以下の施策が示されています。

- 水質保全および快適な生活環境の形成など健全な市街地を形成する上で基幹的施設である公共下水道の整備について、中川流域下水道の整備にあわせた一体的な整備を行い、供用開始区域の拡大を図ります。
- 市街化調整区域の生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置促進に向け助成を行っていくとともに、単独から合併浄化槽への切り替えを促進していきます。

6. 生活排水処理基本計画

6.1 計画目標年度

本市の生活排水処理基本計画における目標年度は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」の目標年度である、平成 37 年度とします。

6.2 処理目標

埼玉県においては、より効率的に汚水処理施設を整備するため、平成 16 年度に策定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」について、近年の人口減少や社会構造の変化などを反映させて見直すこととし、各市町村に対して生活排水処理基本計画の見直しを求めています。また、その中で、平成 37 年度までに、全県の生活排水処理率 100%を目標に掲げています。

そこで本市においても、平成 37 年度までの生活排水処理率 100%達成を処理目標におくものとしてします。

6.3 計画諸元

生活排水処理基本計画策定に関する計画諸元を以下に示します。詳細は「越谷市公共下水道整備最適化計画策定業務 報告書 平成 22 年 3 月」を参照。

(1) 計画人口

埼玉県生活排水処理施設整備構想の推計人口を採用します。

表 11 計画人口

項目	中間年度	目標年度
	平成 32 年度	平成 37 年度
行政人口 (基本構想と同値)	307,000 人	300,000 人

(2) 将来世帯数

過去10年の世帯数実績からの予測（6つの予測式での推定）では、増加傾向となり、県水環境課では将来人口は減少の予測をしており、従って世帯数も減少の傾向を示すと考えられる予想と異なっています。

したがって、本基本計画の見直しにおいては、将来世帯数は現況固定とし、人口減少に伴う世帯人員の減少（核家族化）傾向を反映させるものとします。

表12に、世帯数及び世帯人員の将来値を示します。

表12 将来世帯数・世帯人員

年度	行政人口	世帯数	世帯人員
	(人)	(世帯)	(人/世帯)
現況 (H20)	323,886	133,212	2.43
H27	314,100	133,212	2.36
H32	307,000	133,212	2.30
H37	300,000	133,212	2.25

(3) 汚水量原単位

計画汚水量を算定するための汚水量原単位は、中川流域別下水道整備総合計画の見直し値を採用しました。表13に汚水量原単位を示します。

表13 1日平均計画汚水量原単位標準値

単位：L/人/日

区分	目標年度（平成37年度）	
	日平均	日最大
生活汚水量原単位	260	340
地下水量原単位	60	60
計	320	400

出典「中川流域別下水道整備総合計画；平成21年4月」

(4) 流域界の把握

検討単位区域の設定や水質保全効果、水質保全上の要請を考慮した整備手法の検討を行うに当たり、流域界について整理する必要があります。

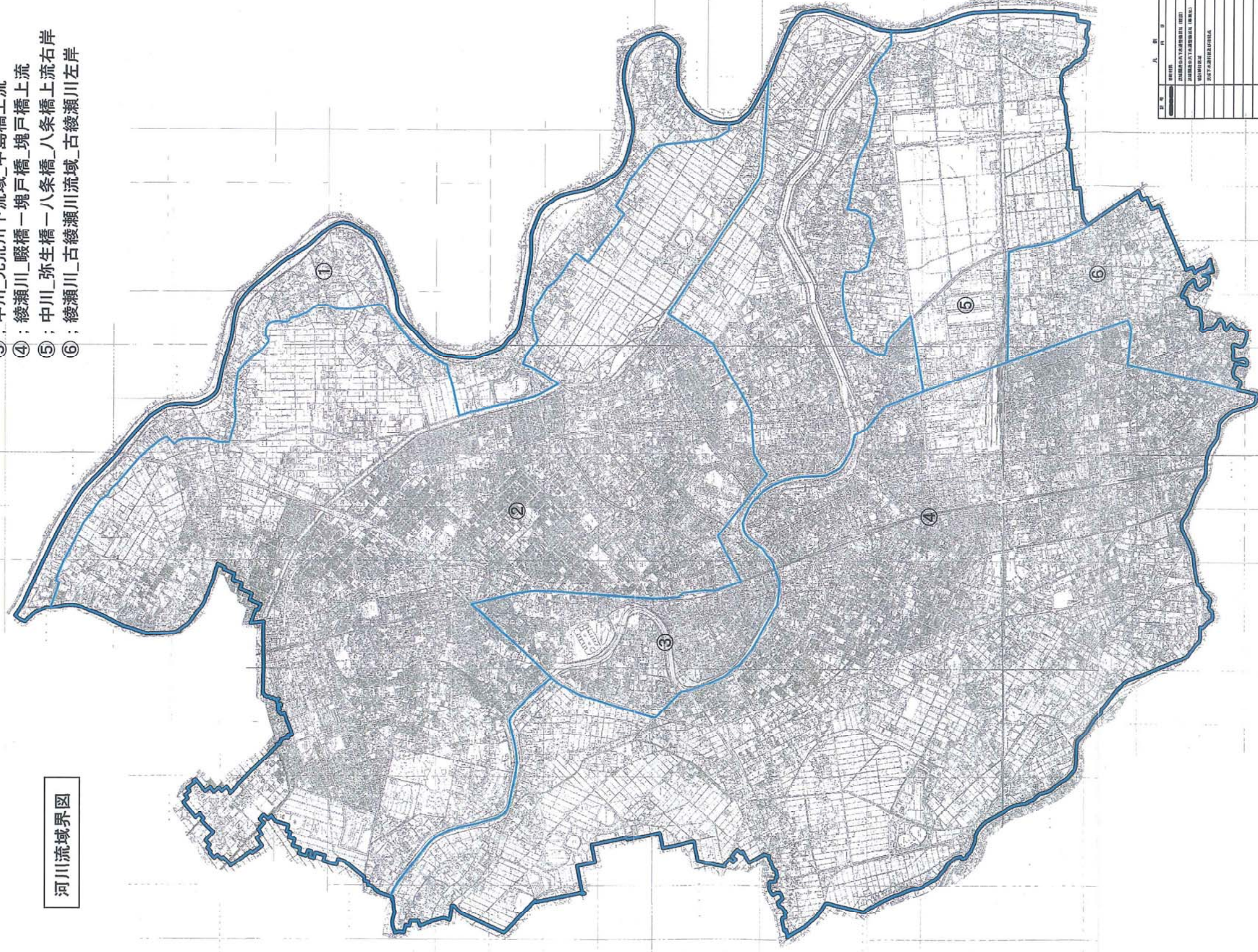
「埼玉県地理環境情報 WebGIS」に公開されている流域界をもとに把握しました。

図3に流域界の調査結果図を示します。

图3 河川流域界図

- ①：中川_大落古利根下流域_中川合流点上流
- ②：中川_新方川流域_昭和橋上流
- ③：中川_元荒川下流域_中島橋上流
- ④：綾瀬川_堰橋-塊戸橋_塊戸橋上流
- ⑤：中川_弥生橋-八条橋_八条橋上流右岸
- ⑥：綾瀬川_古綾瀬川流域_古綾瀬川左岸

河川流域界図



図名	河川流域界図
図例	河川流域界
縮尺	1/1
作成日	
作成者	
承認者	
備考	

図面番号	1/1
図名	河川流域界図
縮尺	
作成日	
作成者	
承認者	

6.4 検討単位区域の設定

埼玉県の作業マニュアル(平成21年7月)によれば、事業実施区域(下水道の事業認可区域等)を除く全区域を対象に検討単位区域を設定して、この単位区域に対して費用比較等の検討を行って、平成37年度までにおける整備手法並びに事業手法を決定することになっています。

以下に、検討単位区域設定の概略方法及び設定図を示します。

(1) 検討単位区域の設定手順

検討単位区域とは、事業化区域以外を対象とした集合処理と個別処理の比較を行うための集合体のことで、流域界内での設定を原則とします。

設定の手順を示すと以下のとおりであります。

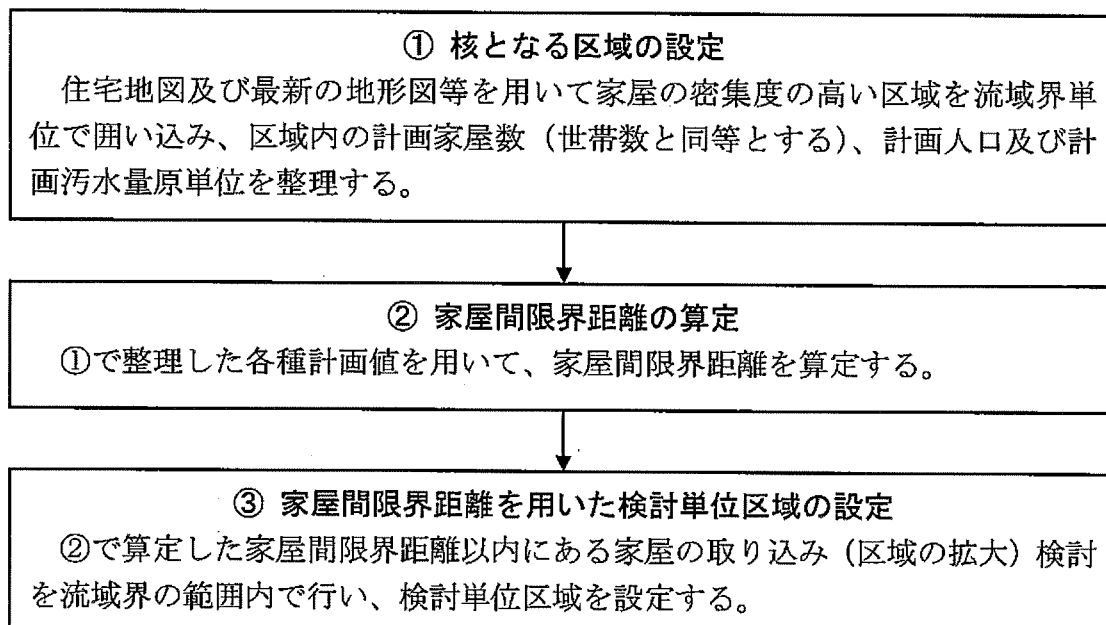
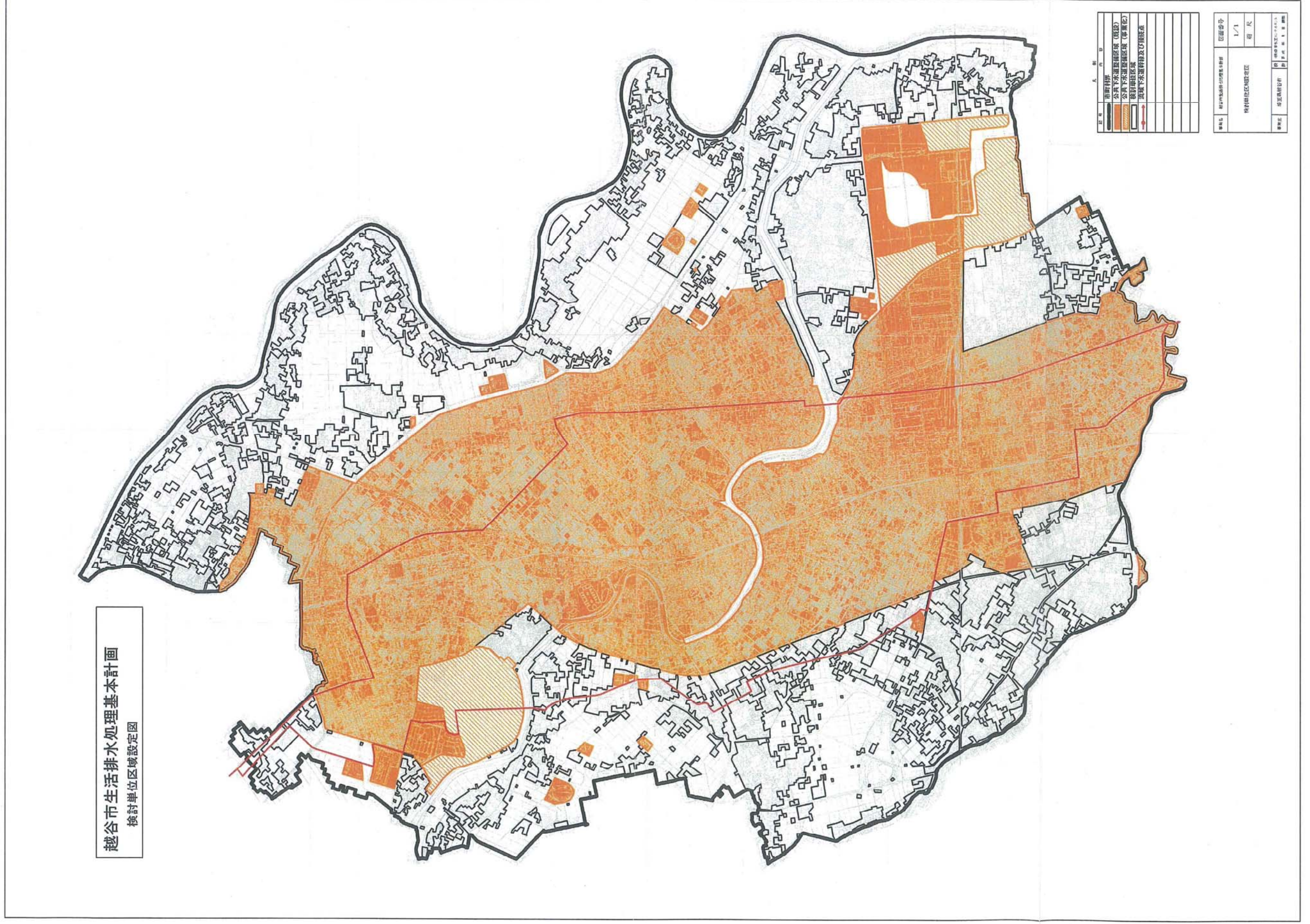


図4 検討単位区域の設定手順

(2) 検討単位区域の設定

図5に、検討単位区域の設定図を示します。

图5 检讨单位区域设定图



越谷市生活排水处理基本計画
检讨单位区域设定图

市町村界	公共下水道整備区域 (既設)
公共下水道整備区域 (事業化)	检讨单位区域
公共下水道整備区域 (事業化)	公共下水道管線及貯留施設

区域番号	L/1
区域名称	相 氏
区域形状	相 氏
区域面積	相 氏
区域人口	相 氏

6.5 検討単位区域の費用比較

設定した検討単位区域に対して費用比較を行っています。比較内容の概要は以下のとおりであります。

各検討単位区域に対して

- 処理施設（下水道または農業集落排水）を設けて集合処理とした場合
- 既存公共下水道へ接続させた場合
- 合併処理浄化槽で整備した場合

の費用（建設費及び維持管理費）を算出し、一番安い整備手法を効率的な手法と位置づけます。なお、費用の算出にあたっては作業マニュアルに掲載の費用関数を用いています。

表 14 に費用関数を示します。

表 14 費用関数

区分	項目	費用関数	
公共下水道	処理施設	建設費（万円）	$C_T = 11703.703 \times Q_d^{0.441}$
		維持管理費（万円/年）	$C_T = 779.41 \times Q_a^{0.329}$
	管渠	建設費（万円）	$C_T = 10.91 \times L$
		維持管理費（万円/年）	$C_T = 0.0100 \times L$
	マンホールポンプ	建設費（万円）	$C_T = 1032 \times N$
		維持管理費（万円/年）	$C_T = 18.6 \times N$
農業集落排水	処理施設	建設費（万円）	$C_T = 2415.214 \times P^{0.433} - 8.294 \times P - 9204.205$
		維持管理費（万円/年）	$C_T = 1.97 \times P^{0.845}$
	管渠	建設費（万円）	$C_T = 6.50 \times L$
		維持管理費（万円/年）	$C_T = 0.0018 \times L$
	マンホールポンプ	建設費（万円）	$C_T = 770 \times N$
		維持管理費（万円/年）	$C_T = 18.6 \times N$
合併処理浄化槽	本体設置費	5人槽: 83.7万円/基 7人槽: 104.3万円/基	
	維持管理費	5人槽: 6.5万円/年/基 7人槽: 8.1万円/年/基	

出典「市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル；埼玉県：平成 21 年 7 月」

Qd：日最大汚水量（m³/日）

Qa：日平均汚水量（m³/日）

L：管渠延長（m）

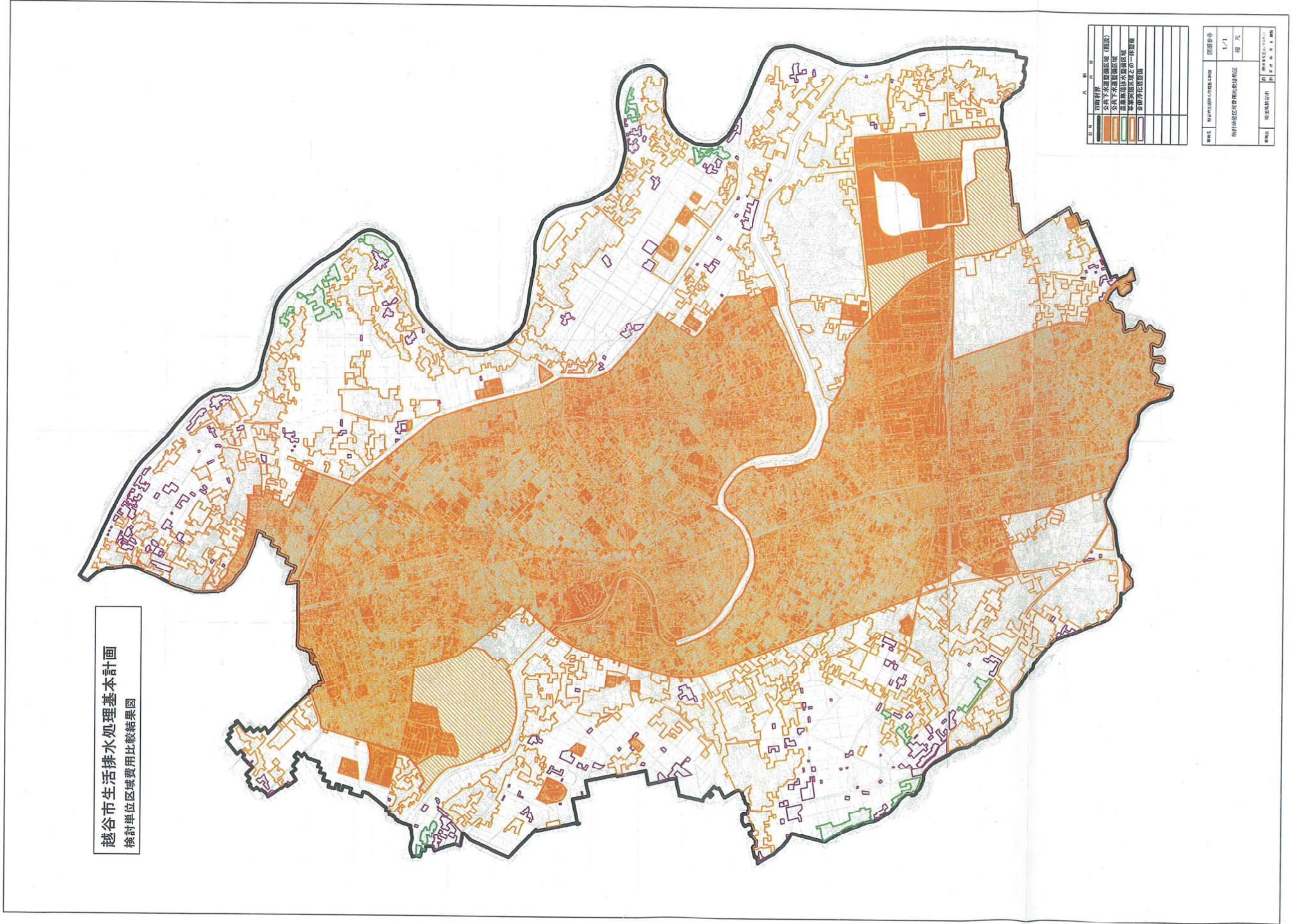
N：ポンプ施設数（箇所）

P：計画人口（人）

C_T:事業費

費用比較の結果（最も安い整備手法）を図 6 に示します。

図6 検討単位区域の費用最小結果表示図



6.6 生活排水処理基本計画

(1) 整備手法の検討

費用比較結果を考慮し、さらに以下の点を勘案して、検討単位区域の整備手法を以下のように設定しました。

基本的な考え方

- 平成 37 年度までに下水道整備がどの程度まで可能かを重要視しています。
- 平成 37 年度までに下水道で整備可能な範囲は現時点での判断では、市街化区域に等しい既認可区域の残整備区域約 207ha であります。
- 市街化調整区域内の下水道整備については、現在策定中の「第 4 次総合振興計画・都市計画マスタープラン」の動向によってその方向性が明らかになってきますが、その結果は来年度（概略スケジュールでは、平成 22 年 8 月に素案の公表、12 月に議会議決）になるため、現時点では平成 37 年度までの整備の可能性の判断は困難であります。
- 農業集落排水事業での整備は現時点では考慮の対象外とします。

整備手法

- 下水道既認可区域については、流域関連公共下水道との一体的整備とします。
- 上記以外の区域については、合併処理浄化槽による整備とします。

したがって、市街化調整区域内で費用比較では一体的整備が有利な場合でも、平成 37 年度までに生活排水処理の効果を発揮させる必要から、合併処理浄化槽による整備を望ましい整備手法と設定しました。

また、整備の予定時期は以下のように設定しました。

1) 流域関連公共下水道との一体的整備とする区域

整備実施時期；平成 22 年度

整備完了予定時期；平成 32 年度（既認可区域で残整備区域）

2) 合併処理浄化槽による整備

整備実施時期；平成 22 年度

整備完了予定時期；平成 37 年度

(2) 事業手法の検討

事業実施区域（流域関連公共下水道）との一体的整備については、「流域関連公共下水道事業」が事業手法となります。

合併処理浄化槽による整備は、「浄化槽市町村整備推進事業」、「個別排水処理施設整備事業」、「浄化槽設置整備事業」の3種類が選択肢となりますが、協議を踏まえて現時点では「浄化槽設置整備事業」を事業手法とします。

表 15 事業手法のまとめ

整備手法	事業手法
事業実施区域との一体的な整備	流域関連公共下水道事業
合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業

(3) 生活排水処理基本計画の策定

当市の生活排水処理に関する整備計画概要は表 16 のとおりであります。

表 16 生活排水処理基本計画概要

区域	現況整備内容		整備手法	事業手法	整備時期
市街化 区域	下水道認可 区域	既整備	下水道	流域関連公共下水道事業	既整備
		未整備	下水道	流域関連公共下水道事業	H22～H32
市街化 調整区 域	合併処理浄化槽		合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業	既整備
	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業	H22～H37
	くみ取り		合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業	H22～H37

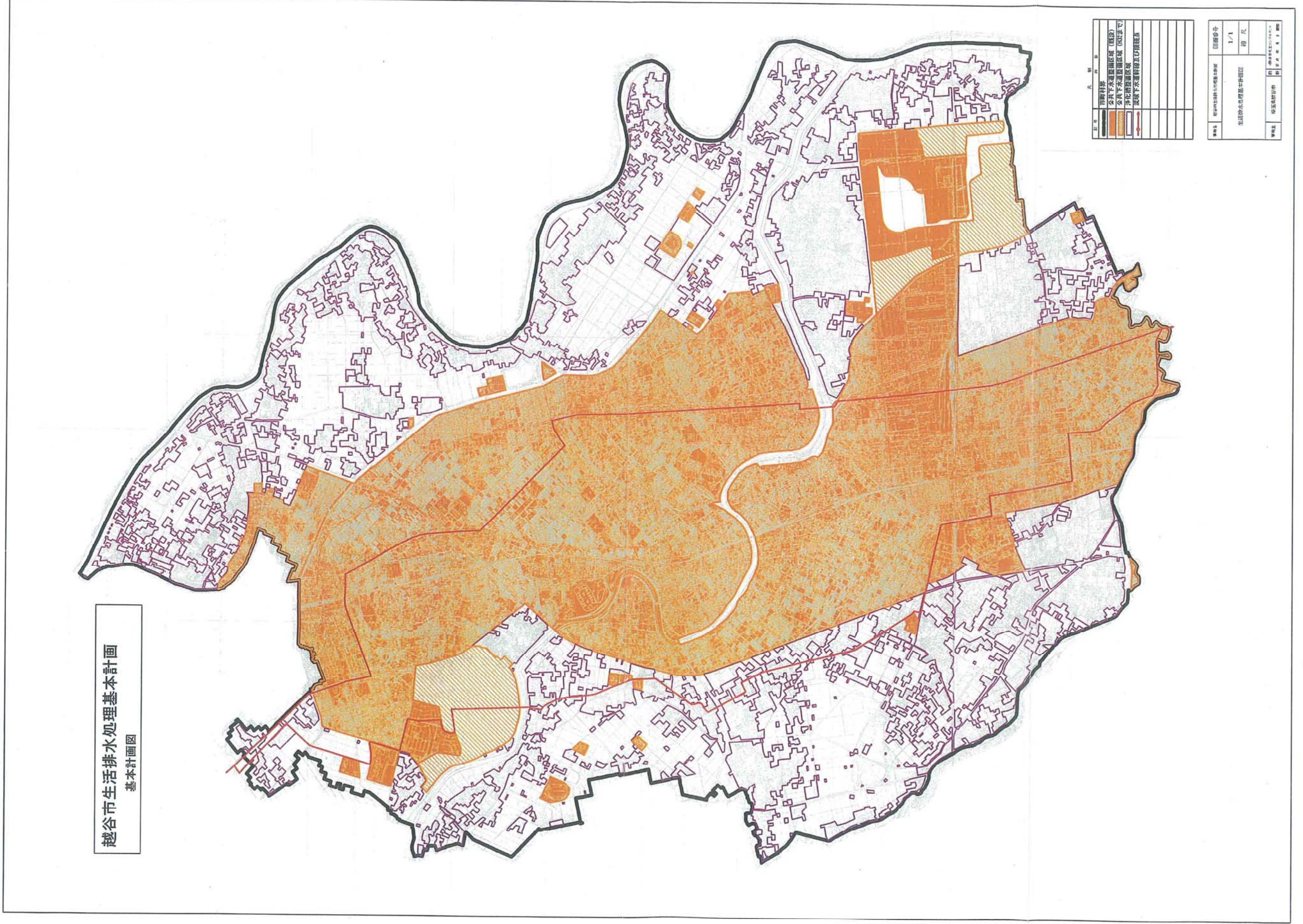
上記の各事業手法に対する生活排水処理人口及び処理率は表 17 のとおりであります。

表 17 生活排水処理人口及び処理率

事業手法	処理人口(人)			備考
	現況 (H20)	中間年度 (H32)	目標年度 (H37)	
流域関連公共下水道事業	244,822	267,366	261,552	
合併処理浄化槽	15,462	31,605	38,448	
単独処理浄化槽	58,005	7,029	0	
くみ取り	5,597	1,000	0	
計	323,886	307,000	300,000	
生活排水処理率(%)	80.4	97.4	100.0	

図7に、越谷市の生活排水処理基本計画図を示します。

図7 越谷市生活排水処理基本計画図



6.7 その他—市民への啓発活動—

生活排水対策の手段として下水道等の集合処理施設や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進がもっとも有効であります。多額の投資と長い工期が必要とされ一朝一夕には実現できません。

このため、生活排水処理施設の整備促進と平行して、市民の意識啓発や台所対策等の実践活動を通じて、汚濁物質の発生源である各家庭からの汚濁負荷量を軽減させ、河川の水質改善に寄与する生活排水対策の推進も必要であります。

市民に対する啓発活動の内容を以下に示します。

(1) 公共下水道への接続

公共下水道供用開始区域の住宅については、各戸で排水設備を整備し公共下水道へ接続することが必要であり、下水道法においても、できるだけ早い排水設備の設置や汲み取り便所から水洗便所への改造が義務づけられています。

(2) 合併処理浄化槽の整備

公共下水道区域以外の地区については、合併処理浄化槽による整備が基本となります。これらの地区では、各戸で水洗化に際し合併処理浄化槽の設置が必要になります。

なお、単独処理浄化槽の新たな設置は許可されないため、現在単独処理浄化槽を設置している住宅でも、更新等の際には合併処理浄化槽の設置となります。

(3) 浄化槽の維持管理

本計画の目的は効率的に生活排水処理施設を整備し、各河川や水路の水質改善を目指すことでもあります。浄化槽については適正な管理が行われないと、その機能を十分に発揮することはできません。そのため、定期検査や保守点検を受け、浄化槽の適正な機能を保つことが必要であります。

市民に対し、これらへの協力を呼びかけていくことが重要であり、併せて生活排水処理対策の必要性について、①広報やパンフレット、②ホームページ、③地区ごとの説明会の開催、④個別指導により周知していきます。